

園則（運営規程）



社会福祉法人 愛育会

『幼保連携型認定こども園』

美濃保育園

第1章 総則

(名 称)

第1条 社会福祉法人愛育会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美濃保育園
- (2) 所在地 岐阜県美濃市 1765 番地 4

(目 的)

第2条 本幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他の関係法令を遵守し、乳幼児を教育・保育し、良好な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2、乳幼児の家庭及び地域子育て家庭に対する子育て支援事業を行う。

(運営方針)

第3条 本園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 本園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 本園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- (3) 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(定員・利用定員)

第4条 本園の利用定員は125名とし、各年齢ごとの利用定員の内訳は次のとおりである。

尚、入園児童の年齢構成に応じて学級編成は変化する。

年齢区分	1号認定の幼児 (人)	2号認定・ 3号認定の乳幼児(人)	利用定員の合計 (人)
0～1歳児		20 (内0歳5人)	20 (内0歳5人)
2歳児		20	20
3歳児			
4歳児	15	70	85
5歳児			
計	15	110	125

第2章 学年、学級及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 特別希望保育・希望保育日【1号認定こども】
(4月1日～4月入園式前日・8月13日～8月15日・
3月保育終了日～3月31日・土曜日)
- (4) 年末年始(12月29日～1月3日)

(始業及び終業)

第8条 始業及び就業は、次の通りとする。ただし、天候・気候・季節並びに園長が必要であると認めた場合には、必要に応じて時間を変更することが出来る。

【月曜日～金曜日】

開所時間 午前7時～午後7時(午後6時以降を延長保育、
その他必要時間外を長時間保育とする)

標準保育時間 午前7時～午後6時までの必要時間

短時間保育時間 午前8時～午後4時までの必要時間

教育時間 午前10時～午後2時までの4時間

【土曜日】

開所時間 午前8時～午後4時

標準保育時間 午前8時から午後4時までの必要時間

短時間保育時間 午前8時から午後4時までの必要時間

第3章 教育・保育の内容

(提供する教育・保育等の内容)

第9条 提供する教育・保育内容等は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下の内容とする。

(1) 特定教育・保育

第8条において規定する時間において提供する教育・保育（教育・保育計画、教育・保育方針に具体化）

(2) 食事の提供

(3) 子育て支援拠点事業

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(4) 延長保育事業

(5) 一時預かり事業

(6) その他教育・保育に係る事業等

第四章 教育・保育課程修了の認定

（教育・保育課程修了認定の基準）

第10条 教育・保育課程の修了は平素の様子を総合的に考慮し園長が決める。

（証書の授与）

第11条 園長は、所定の教育・保育を修了したと認めた者に、保育修了証書を与える。

第5章 入園、退園、転園及び休園

（入園）

第12条 入園は、次の条件により園長がこれを認可する。

(1) 入園をしようとする者は、所定の入園願書を保護者から園長に提出するものとする。

- (2) 1号認定の幼児の利用定員の総数を超える利用の申込みについて、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- (3) 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- (4) 在園児に、兄弟姉妹がいる場合、優先的に入園することが出来る。
- (5) 途中入園は、定員に達していない限りにおいて認める。
- (6) 2号認定の幼児及び3号認定の乳幼児の利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力する。

(退園、転園及び休園)

第13条 退園、転園及び休園しようとする者は、所定の様式にその理由と時期を期して保護者から園長に届けるものとする。

2、園長は次の者に退園を命ずることが出来る。

(1) 園長が教育上退園の必要と認めた者。

(2) 正当な理由なく、納付金を未納あるいは3ヶ月滞納している者。

3、園長は、病気その他やむを得ない理由により、長期欠席を要すると認められた者が、休園を願い出た場合には、1年以内に限り休園を許可することが出来る。

第6章 組織

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第16条 本園は次の職員を置く。又園長が必要と判断した場合講師及び助教諭、その他必要な職員を置く事ができる。ただし、職員雇用及び職員配置により(※マーク)に限り員数変更の場合がある。

職 種	員 数	職務の内容
園 長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	※1名	園長を助け、園務を整理し及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
主幹保育教諭	1名	園長・副園長を補佐し、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
指導保育教諭	※1名	主幹保育教諭を補佐するとともに、クラス担任の指導補佐、職員の質向上のための計画立案や職員研修等を行う。
保育教諭	※24名	教育・保育計画及び教育・保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
園 医	1名	園児・新入園児の健康診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
園歯科医	1名	園児・新入園児の歯科診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
園薬剤師	1名	子どもの健康管理と本園全般の衛生指導・助言を行う。
看護師	※1名	園児・新入園児の健康、保健、生活の指導・助言を行う。
栄養士	※1名	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、本園全般の食育を行う。
調理員	※3名	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員	1名	事務に従事し、事務全般を計画し、つかさどる。

第7章 保育料等

(保育料その他の費用)

第17条 本園において保育料は、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付等を法定代理受領する。

2、次のとおり実費を徴収する。(別表1参考)

- (1) 1号・2号認定の給食主食・副食費
- (2) 長時間保育・延長保育・一時預かり事業を利用する児童の保護者から費用の支払いを徴収する。
- (3) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもので園長が定める金額。
- (4) 第2項の実費については、書面にて保護者に事前説明す。

第8章 その他

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第18条 本園において、利用する乳幼児に病気や事故等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園医又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるものとする。

- 2、本園の利用により事故が発生した場合は、直ちに利用する乳幼児の家族、美濃市等に必要な連絡をするとともに必要な処置を講じるものとする。
- 3、本園は事故状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4、乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかにおこなうものとする。

(非常災害対策)

第19条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難又は消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第20条 本園は利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 この規程に定める事項の他、園の運営に関し必要な事項は、法人が別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

この園則は、平成28年4月1日から施行する。

平成29年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和元年10月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

別表1（実費に係る利用者負担額）

① 1号認定こども

項目	内容	金額
給食費	副食費・主食費	月額 5,000円
長時間料金	7時～9時・15時～18時	30分 50円
満3歳児長時間料金	7時～10時・14時～18時	30分 50円
延長料金	18時～19時	1時間 100円
バス利用時の長時間料金	バスを利用する場合、別途料金	1日送りのみ 50円

① 1 特別希望保育・希望保育を利用する1号認定子ども

希望保育開所時間	8時～16時
4時間未満利用	600円
4時間以上利用	1,200円
給食・おやつ代	200円

② 2号認定短時間こども

項目	内容	金額
給食費	副食費・主食費	月額 5,000円
長時間料金	7時～8時・16時～18時	30分 50円
延長料金	18時～19時	1時間 100円

②-1 特別希望保育・希望保育を利用する2号認定短時間子ども

給食・おやつ代 200円

③ 2号認定標準時間こども

項目	内容	金額
給食費	副食費・主食費	月額 5,000円
延長料金	18時～19時	1時間 100円

④ -1 特別希望保育・希望保育を利用する2号認定標準時間子ども

給食・おやつ代 200円

⑤ 3号認定短時間こども

項目	内容	金額	
長時間料金	7時～8時・16時～18時	30分	50円
延長料金	18時～19時	1時間	100円

⑥ 3号認定標準時間こども

項目	内容	金額	
延長料金	18時～19時	1時間	100円

⑦ 送迎バス料金 3歳以上利用可能

送迎バス代	送迎バスを片道利用する場合	月額片道	1,000円
-------	---------------	------	--------

⑧ 一時預かり料金表 保育開所時間 8時～16時 月曜日～金曜日

3歳未満児		3歳以上児	
4時間未満	750円	4時間未満	600円
4時間以上	1,500円	4時間以上	1,200円
給食代	200円	給食代	200円
おやつ代	1回 50円	おやつ代	1回 50円